

2021年1月25日

一般社団法人 日本看護系学会協議会
会長 小松浩子

感染症法改正に関する意見表明

政府により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）の改正案が閣議決定され、国会において審議が行われます。政府与野党協議会資料によれば、新型コロナウイルス感染症の患者・感染者等について、「入院措置に反する場合や積極的疫学調査での虚偽答弁や調査拒否等をした場合などに罰則を導入する」ことが示されています。

日本看護系学会協議会は、看護学の立場から、感染症法改正に対し危惧の念を抱きます。感染症法の改正にあたっては、感染症法の目的ならびに基本理念に基づき、慎重に検討を進めるべきと考え、次のような意見を表明します。

1. 感染症法の改正の検討に際しては、基本理念に基づき、感染症患者等の人権が十分に尊重され、良質かつ適切な医療が安心して受けられる環境やシステムの整備の充実を確実に実行することが求められる。
2. 感染症に対する適切な予防・制御にあたっては、国民の理解と協力が最大限引き出される方策がとられるべきであり、入院措置に反する場合や積極的疫学調査での虚偽答弁や調査拒否等をした場合などに罰則を導入することは不適切である。
3. 患者・感染者が入院や療養生活に自ら応じられるように、十分な制度の整備を行うとともに、医療施設や宿泊施設の確保、入院・入所に対する的確な基準と運用方法など、効果的な仕組みづくりが求められる。
4. 患者・感染者等に感染拡大の阻止のために入院勧告、あるいは宿泊療養・自宅療養の要請を行うにあたり、それに伴って生じる社会的不利益に対する十分な補償を併せて検討する必要がある。
5. 患者・感染者ならびにその関係者が誹謗中傷、偏見や差別に苦しむことがないように、適切で効力のある規制、良識ある世論の醸成への取り組みが必要である。

【意見表明の理由】

看護学の立場から、次のような理由のもと、罰則を伴う感染症法改正に対して、反対意見を表明するものです。

感染症法は、「前文」にあるように、「(前略) 過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」、「感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応する」とその趣旨を宣言しています。それを受けて、第2条に基本理念として、「新感染症その他の感染症に迅速かつ適切に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進される」と記されています。この法律が過去の反省等に基づき、制定されたことを今一度、十分に認識すべきと考えます。

新型コロナウイルス感染症は、感染力の強さや発症前にも強い感染力があるという特徴から、誰もが罹患する可能性がある疾患であり、それゆえ、長期間にわたり、人と人との接触を制限する政策がとられ、国民は種々の制約に耐えつつ日々の生活を送っています。加えて、感染症拡大により自宅待機・自宅療養を指示される軽症者が増加しており、療養中に、症状が悪化して入院が必要となった場合でも入院できず、中には死亡に至った例も報告されています。このような状況を鑑みますと、まずは、患者に対する良質かつ適切な医療を受けられるようにすべく、国及び地方公共団体により更なる対策の強化が求められています。

持続する緊張、ストレス下にある国民に対し、罰則を伴う規制を行うことは、不安や恐怖を掻き立て、感染者等に対する誹謗中傷、偏見や差別意識を高める可能性があります。その結果、世間の目や罰則を恐れるあまり、検査を受けない、あるいは検査結果を隠蔽するという事態が懸念されます。このような事態は、コミュニティによる相互支援の在り方に大きな影響をもたらします。

罰則を伴う規制に頼らず、国民の主体性や自発性による参加と協力のもとに、人権を最大限に配慮した感染症対策が推進されることを切に願います。

以上